



2027年国際園芸博覧会

『GREEN×EXPO 2027』略称ロゴ

使用ガイドライン

令和5年6月29日更新

目次

- 使用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 略称ロゴの使い方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想い・・ 4

使用について

略称ロゴの使用目的（使用取扱要綱第2条）

略称ロゴは、2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）を開催するにあたり、園芸博の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称である「GREEN×EXPO 2027」をデザイン化したものです。国内外への認知度向上を図るPRと機運醸成を進め、園芸博を盛り上げるために使用するものとします。

使用できる場合（使用取扱要綱第3条）

略称ロゴは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、どなたでもご使用いただけます。

- (1) 横浜市及び園芸博の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると横浜市長の（以下「市長」という。）が認めるとき。

略称ロゴの使用手続き（使用取扱要綱第4条）

◆申請

使用を開始する原則3週間前までに略称ロゴ使用承認申請書（第1号様式）及び使用イメージが分かる資料を提出してください。

◆申請先

都市整備国際園芸博覧会推進課

電話：045-671-4627 e-mail：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市府所29階

◆審査及び配布

申請に基づき配布の可否を審査し、使用を承認した場合は申請者に使用承認書（第2号様式）とともに略称ロゴのデータを送付します。

ただし、次に該当する場合は、所定の書式により使用目的、使用期間、使用形態、製作数及び連絡先を1週間前までに申し出ることによって略称ロゴを使用することができます。

- (1) 横浜市がその業務の目的において使用する場合
- (2) 横浜市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) その他申し出ることを必要としないと横浜市長が認めた場合

略称ロゴの使い方

◆カラー

C100%+M50% PANTONE2935C (白黒印刷可)

◆略称ロゴの一部の色を変えないでください。

◆推奨最小使用サイズ

横幅 15 mm

(これ以上小さいサイズをご希望の場合はご相談ください)

◆拡大・縮小する場合は、略称ロゴの縦横比を変更しないでください。

◆ほかのマークと並べたり、イラストの一部として使ったりすることは問題ありませんが、略称ロゴの上から他の文字や図形を重ねることはしないでください。

◆斜めや回転、反転して使用することはしないでください。

◆略称ロゴを改変するなど、略称ロゴのイメージを損なう使い方はしないでください。

◆商業を目的とした使用はしないでください。

◆略称ロゴの使い方で迷った場合は、お問い合わせください。



正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想い

正式略称

GREEN×EXPO 2027

(グリーン エクスポ ニーゼロニーナナ)

趣旨

「植物」「花」「緑」を総称する言葉であり、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせることで、SDGsの達成やGXの実現に貢献する博覧会として、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

GREEN
X
EXPO
2027